

J A豊橋 総合ポイントサービス トッピーカード会員規約

(目的)

本規約は、J A豊橋 総合ポイントサービス トッピーカード会員（以下「会員」という）と豊橋農業協同組合（以下「当組合」という）との間で当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供するJ A豊橋 総合ポイントサービス（以下「ポイントサービス」という）に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員

(会員定義)

会員とは、本規約を承認した上、当組合に対して総合ポイントサービス トッピーカード会員の入会を申し込み、所定の手続を完了した方をいいます。

なお、平成25年9月30日時点で当組合の組合員である方は入会の申し込みをせずに会員になることができます。

第2条 ポイントカード（愛称：トッピーカード、以下「カード」という）の発行と取扱い

1. (カードの発行)

カードは、第1条の会員に対し会員証として本人に1枚限り発行し、貸与します。

なお、カードの所有権は当組合に属します。

2. (カードの使用者、他人への貸与等)

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

3. (発行手数料・年会費)

入会時のカード発行手数料及び年会費は無料です。

第3条 ポイントの付与と残高確認

1. (ポイント付与方法)

ポイントの付与は、店頭付与と後方付与があります。

店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントを付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、会員自ら当組合のポイント記録端末(KIOSK)等でカードにポイントを記録することで使用可能となります。

2. (ポイント付与基準)

付与されるポイントの内容及び取扱いは、当組合所定の総合ポイントサービスの「トッピーカードポイント基準表」とおりです。

ただし、「トッピーカードポイント基準表」は、当組合が任意に変更できるものとし変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

また、当組合は、その他任意に決定する方法により会員に対しポイントを付与することができるものとします。

3. (カード不携帯時の店頭付与とポイントの扱い)

カード不携帯時の特例として精算前の会員からの申し出により後日付与する場合があります。

4. (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、店舗でのレシートに記載されるほか、ポイント記録端末(KIOSK)または支店、事業所の窓口でご照

会いただけます。ただし、一部店舗及び事業ではポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第4条 ポイントの使い方等

1. (ポイントの使用)

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方法により使用することができます。

ただし、使用方法については当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

2. (カード提示)

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。

3. (現金との引換)

いかなる場合もポイントは現金との引換はできません。

4. (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品及びサービスを会員の都合により返品・取消する場合は、カードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。

なお、返品時等にポイント相当数が減算されカードのポイント残高がマイナスとなった場合はマイナス分を現金にて精算させていただきますことがあります。

第5条 ポイントの譲渡等

(ポイントの譲渡等の制限)

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。

ただし、会員である組合員が死亡した場合等にかぎり譲渡することができるものとします。

第6条 ポイントの有効期限

(ポイントの有効期限)

後方付与ポイントは、付与した日から2年間を経過した日が属する年度末までにカードへの記録を行わなかった場合は失効するものとします。

なお、カードに記載された後方付与ポイント及び店頭付与ポイントは、組合が必要と判断した場合を除き失効しません。

第7条 カードの紛失・盗難等

1. (紛失時の届出、再発行料)

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員はただちに当組合へ通知するものとします。

当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しますが、この際、カードの発行手数料を負担していただきます。

なお、再発行手数料はJ A豊橋のホームページ等で掲示いたします。

また、カードを再発行した場合、以前に発行されたカードは無効になりますが、会員が当該カードを発見した場合には、速やかに発見カードを当組合に提出するものとします。

2. (再発行時の本人確認、ポイント移行)

カードの再発行に際しては、本人確認できる書類等を持参することとし、旧カードと新たなカードの会員が同一会員である事が認められた場合に限りポイントの移行を行うことができます。

3. (免責事項)

カードの紛失・盗難・その他の事由により第三者がポイントを使用した場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 ポイントサービスの停止等

1. (ポイントサービスの一時停止)

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイントサービスが利用できなくなる場合があります。

2. (不正な利用等)

次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上で引き渡していただくものとします。

- (1) 不正な方法によりカードを取得し使用した場合
- (2) カードが改ざんまたは偽造、変造されたものである場合
- (3) その他カードが不正に利用された場合

3. (カードの機能停止)

カードのポイント機能は、不正利用防止のため、最後に使用した日から2年間超過した日に機能停止します。

機能停止したカードをお持ちの場合は、当組合にお問い合わせください。

第9条 会員資格の取消・喪失

(会員資格の取消・喪失)

会員が次の各号のいずれかひとつに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。

なお、会員資格を喪失したとき、ポイント残高は全て消滅するものとします。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき。
- (3) 会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
- (4) 会員が組合の事業、施設を利用するに当たり暴力団等反社会的勢力を同伴しまたは暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。
- (5) 会員が死亡したとき、または会員が実在しないことが判明したとき。

ただし、会員である組合員が死亡した場合等にかぎりポイントを譲渡することができるものとします。

第10条 届出事項の変更

(届出事項の変更)

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は速やかに当組合に届出ることとします。

なお、変更の届出がない場合は会員資格を喪失する場合があります。

第11条 個人情報の収集・保有・利用

1. (会員の同意)

会員は、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

2. (情報範囲)

当組合は、以下の情報の保護措置を講じた上で収集・保有・利用します。

- (1) 会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報
- (2) 利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報

3. (利用目的)

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

- (1) 当組合が行うポイントサービスの運用や研究、開発
- (2) 当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関する提案、案内及びこれらの研究や開発

4. (個人情報の共同利用)

当組合は、取得した個人情報を、前項の範囲内でカードを取り扱う事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

5. (法令等に基づく情報提供)

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続または監督官庁により会員の情報の提出を求められた場合はその要求に従うことができるものとします。

6. (個人情報の委託)

当組合は、本規約に基づくポイントサービスの業務を第三者に委託する場合には当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託します。

第12条 退会

(退会)

会員は、当組合に退会を申出るとともにカードを返却することで随時退会できるものとします。

この場合、カードのポイント残高は消滅するものとします。

第13条 規約の変更

1. (規約の変更)

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

2. (ポイントサービスの運用の中断・終了)

ポイントサービスの運用は、当組合の都合により中断または終了することがあります。

その場合は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

3. (規約変更等による免責)

第1項または第2項により会員に何らかの不利益が生じた場合であっても当組合は一切の責任を負いません。

附則 この規約の変更は、平成30年8月1日より施行する。